



Title	課題III : 農産物市場の展開と卸売商業資本
Author(s)	三国, 英実; MIKUNI, Hidemi
Citation	北海道大学農経論叢, 25, 64-94
Issue Date	1969-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10855
Type	departmental bulletin paper
File Information	25_p64-94.pdf



課題 III

農産物市場の展開と卸売商業資本

三 国 英 実

目 次

I 課題の設定	64
II 農産物市場の形成と卸売商業資本	65
1. 市場の形成と卸売商業資本	65
2. 仲継組織と卸売商業資本	69
III 市場の制度化と卸売商業資本	73
1. 米穀統制と卸売商業資本	73
2. 中央卸売市場と卸売商業資本	78
IV 市場政策の展開と卸売商業資本	81
1. 市場政策の進展と卸売商業資本	81
2. 市場政策の矛盾と卸売商業資本	88
V 結 論	91

I 課題の設定

一般に国家独占資本主義のもとでは、農産物市場に対する国家の介入が、農産物の価格、流通、貿易などの諸政策を通して全面的に強化される。このことは、独占資本主義のもとで、農産物の市場問題が極めて深刻化するとともに、独占資本がその体制と独占的高利潤を維持するうえで、農産物市場がますます重要な意味をもつにいたったことを示している。

高度に発達した資本主義のもとで、小農生産が支配的なばあい、農産物流通の大量性と農業生産の多数個別性および農産物消費の個人的性格に規制され、農産物が最終的にその価格を実現するまでには収集、仲継、分散の過程を必要とし、それぞれの機能に応じた商業資本が介在する。農産物流通のこの特質は独占資本主義のもとでも基本的に払拭できない。ところで、農産物

農産物市場の展開と卸売商業資本

流通のこの特質からくる各過程の商業資本を独自の運動させることは、農産物の需給の攪乱、その投機取引の増大、農産物価格の暴騰暴落をまねき、たえず社会不安を増大させ、ひいては資本主義の体制的危機の条件ともなりかねない。さらに独占資本主義のもとで、たえずインフレーションが昂進する過程で、農産物市場を政策的に放置することは、食料価格の騰貴をまねき、賃金引上げの条件となり、独占的高利潤の維持拡大にとって阻害条件となる。また、独占資本主義のもとでは、独占資本による商業資本の節約と商業利潤の制限が一般的な傾向となる。

農産物市場に対する国家の介入は、こうした条件のもとで、農産物流通に介入する商業資本の機能に対して直接あるいは間接の介入を伴って展開する。そこで、われわれが本論でとりあげようとする課題は農産物取扱資本の中でも、とくに仲継過程にある卸売商業資本を対象として、それが農産物市場の形成過程で示す機能と性格を明らかにし、ついで、農産物市場に対する国家の介入が、卸売商業資本の機能とどのようなかわりあいをもち、またそれにつれて卸売商業資本の性格と機能がどのように変化するかを究明することにある。農産物流通の特質から規制される卸売商業資本は、仲継過程ばかりでなく、いっばん的には、農産物の収集過程あるいは分散過程にも成立しうるものである。しかし、ここでは、農産物の需給調節と市場価格の設定機能において中心的な機能を果す仲継過程にある卸売商業資本を重点的にとり上げる。また、本論では、日本における農産物市場の展開過程と農産物市場に対する国家の介入過程における主な食料農産物を取扱う卸売商業資本を研究の対象とする。

II 農産物市場の形成と卸売商業資本

1. 市場の形成と卸売商業資本

いっばんに商業資本は資本主義の三つの発展段階に照応して、その性格を異にしている。すなわち、資本主義の発生期の段階ではいわゆる前期的商人資本として小商品生産を従属させているが、自由主義の段階では産業資本の流通部門を担当するものとして、平均利潤の形成に参加し、高度に発達した資本主義のもとでは、独占資本に従属するものとして、いわゆる「手数料」商人に転化するものとされている。

しかし、資本主義の発展は各産業部門でことなり、不均等な発展を示すのが特徴である。とくに工業に対する農業のた遅れは一般的にみられるところであるが、日本のように後進資本主義国のばあいは、顕著に現われ、高度に発達した資本主義段階にありながら、その体制の中に遅れた農業部門を残している。そのばあいは農産物を取扱う商業資本も特殊な性格が与えられる。

周知の如く、日本資本主義は第二次大戦までに独占資本主義の体制をとりながら農村では半封建的地主制のもとにあった。戦後の農地改革により、農民的小商品生産は新たな展開を示し、それが戦後再編強化された独占資本主義の体制に組みこまれつつある。戦前から戦後にかけての日本資本主義の構造変化と農民的小商品生産の展開過程は、農産物取扱資本の性格と機能にも変化を与えずにはおかない。すなわち、戦前から戦後にかけて、農産物取扱資本は、前期的・問屋的性格から近代的商業資本への移行がみられるが、日本のばあい、この過程は同時に独占資本主義のもとで「手数料」商人化の方向を余儀なくされたものと考えられる。

戦前におけるわが国の農産物生産の基本的特質は、半封建的地主制のもとにあって、基幹的米作部門は高率現物小作料を通しての商品化と自給生産の維持ならびに農民的商品化率の低位性となってあらわれ、果樹、そさい、畜産等の諸部門は農民の農家副業的換金部門として、基幹的米作部門に対して副次的・従属的な商品生産としてしか発展をみることができなかった。これらの副次的な商品生産は交換をめざしての生産であったことは明らかであるが、副業的である限り、その生産単位は極めて零細であり、商品としての使用価値的な未熟さをもっていた。

こうした、商業的農業の遅れた構造は戦前のわが国の低賃金構造に規制される食料農産物の遅れた消費構造によって大きく条件づけられていた。食料農産物の消費における遅れた性格は、食料農産物を個人的消費者に販売する小売商をも極めて零細で兼業的なものとしていた。

このように遅れた生産と消費の構造に規制されて、農産物の流通過程においては、なお前期的な取引慣行を存続させていた問屋形態が支配的であったことは当然である。とくに産地における商人資本は、直接生産者に対する高利貸の支配も兼ね、資材・資金を貸付け、また農産物の買取りに当って品質、

農産物市場の展開と卸売商業資本

等級、数量などをごまかし、規格、選別等においても支配的な地位にあった。産地におけるこうした取引と対応して、消費地においても、消費地の問屋と仲買人あるいは小売商との取引も符牒、袖下、耳遺等の相対取引が中心であり、消費地問屋も多数分散していた。また、これらの特徴は、農産物市場のなお地方分散的な性格と農産物価格の地域的、時間的較差の大きさを反映するものであった。農産物市場の地方分散的な特徴は、正米市場、青果物市場、食肉市場など主な食料農産物の市場が各地に形成されていたが、そこでの農産物流通と価格の設定、実現機能が問屋支配に依存していたことに示されている。

例えば、正米市場については、秋田県大曲正米市場のように生産地に設立されたものと、道頓堀正米市場のように消費地にあったものなど全国十数ヶ所に正米市場が形成されていた。これらの市場での取引方法は見本による相対売買を原則としていた。しかし、当時における正米問屋の卸売活動は正米市場外で一層盛んであったといわれている¹⁾。消費地の正米問屋は直接に産地買付を行い、または産地買付仲次商を経て買付けた。また、買付と同時に取引所で売りつなぎをするのが普通であった。青果物市場については、全国主な都市に青果市場が形成されていたが、そこでは多数の青果問屋が多数の仲買人あるいは小売商と相対取引を行っていた。青果問屋は問屋組合を組織し、取引方法、手数料等について規約を決めていた。しかし、相対取引で決められる価格が公表されない限り、そこでの価格の設定において問屋が支配力をもち、また手数料率が決められていたといえ、産地問屋あるいは生産者への代金の支払いや仕切取算などが頻繁に行われていた。また食肉の取引は、産地での生体流通を中心とする家畜市場と消費地での屠殺解体の行われる屠場＝食肉市場の発達がみられた。しかし、農産物の取引の中でも食肉の流通はとくに遅れた形態をとっており、消費地問屋の支配力が大きく、生体を買取りし、それを自らの責任で屠殺し、枝肉にしたうえで仲買い、小売に売り付けるのであるが、そのばあいの取引は、袖裏などきわめて前期的な相対取引であった。

1) 例えば、東京では深川の東京廻正問屋組合（組合員46名）、神田川の正米市場組合（組合員46名）、以外に15の組合（組合員196名）があって、これらの市場外の正米問屋の勢力は侮り難く、中でも山手米穀問屋組合（組合員46名）は有力なものであった。（福田敬太郎『市場論』春秋社、昭和32年、102～103ページ）

以上の農産物市場における問屋支配の確立は、農村における半封建的地主制の支配とそれに制約された農民的小商品生産と都市における低所得水準に規制された農産物小売商の零細で兼業的な性格を前提とするものであった。食料農産物を取扱う小売商の小規模分散的な性格は資本主義経済の進展にともなう都市人口の増大による農産物市場の拡大と矛盾し、一定の段階で消費地問屋の形成をもたらした。他方、都市でのこうした農産物市場の拡大は、農産物生産の遅れた構造と矛盾し、零細な農業生産者から農産物を集積し、一定の量にまとめて消費地問屋に販売する産地問屋を成立させた。

問屋資本の支配的な段階では、卸売商業資本は貸付資本的性格を強くもっており、また、農産物取引においては買取方式が支配的であった。なお商業信用の未発達な段階にあって、卸売商業資本は農産物を買取るための資本ばかりでなく、仲買人、小売商、生産者を掌握しておくための前渡金や貸付金の準備も必要であった。農産物市場の分散的な性格は農産物価格の地域的なあるいは時間的な較差を大きくしていたが、問屋資本はこれらの価格差を積極的に利用して利潤の拡大を計った。農産物市場の地方分散的性格と商業的農業の遅れた段階に照応する問屋資本の利潤追求の方向は、その資本の回転を早めるというよりはむしろ、いかに農産物を安く買って高く売るかということに主眼が置かれた。すなわち、問屋資本は農産物の流通過程にあって、農産物価格の設定と実現において支配的な地位にあり、自らの責任でそれらの機能を果すことにより、かれらの譲渡利潤の増大を計った。

そのばあい、問屋資本が自らの責任で農産物の需給を操作し、農産物価格の設定、実現機能を果すうえで、重要な意味をもっていたのは、いわゆる流通過程に延長された生産過程の多くを問屋資本が掌握していたことであった。農産物の生産と流通における特質は、そうした傾向をいっそう強める条件であった。例えば、農産物は食料農産物として、その消費が年中継続的に行われるのに対して、その生産時期は季節的である。そのため、農産物の価格が最終的に実現されるまで農産物の使用価値低下を防ぐためには、包装、貯蔵、保管等の機能が必要である。また、こうした時間的分離ばかりでなく、農産物のばあい、生産と消費の場所的分離も大きい。そのため農産物の輸送手段と輸送時間が重要な意味をもっている。さらに、農業生産は自然的諸条件に規制されるうえに、いっばんに小農の個性性は生産される農産物に

農産物市場の展開と卸売商業資本

も質的な相違をもたらす。したがって、農産物が商品として、市場価格を実現するためには、一定の規格による選別、等級分けなどの機能も必要となる²⁾。農産物の商品化過程におけるこれら規格、選別、包装、貯蔵、保管、運輸等の諸機能は資本主義成立の初期にさかのぼるほど問屋資本の掌握するところであった。問屋資本にあっては、これらの諸機能に必要な設備を自らが所有し、それをたくみに運用することにより、農産物の価格設定と実現機能に支配力をもち、またそれによって譲渡利潤の増大を計った。すなわち、流通過程に延長された生産過程の諸機能を問屋資本が掌握することじたいが、その存立条件であったのである。

2. 仲継組織と卸売商業資本

農産物流通における問屋資本の支配的な形態は、商業的農業と農産物消費の遅れた段階に照応するものであった。しかし、資本主義経済が発達し、都市への人口が集中するにつれて、農産物に対する需要は量的に増大するばかりでなく、質的にも多様化する。わが国では、明治末期から第1次大戦にかけての時期は、産業資本が確立し、それが急速に独占資本に転化していく時期とされているが、とくに第1次大戦を経過する時期には都市人口の急速な増大がみられた。

この過程における食料農産物に対する需要の増大は、大都市における兼業的小売商の専門的小売商への転化を促進し、農村ではいぜんとして半封建的地主制のもとにあるとはいえ、労働集約的技術の発達を基礎に農民的小商品生産の一定の高まりをみせた。都市人口の増大にともなう農産物流通の大量取引の必要性は、従来の生産者と産地問屋、産地問屋と消費地問屋、消費地問屋と小売商という特定の取引関係から来る取引量の限界性とますます矛盾を深めずにはおかない。従来の問屋資本は、商業的農業の遅れた段階に規制されているが、その諸機能を強めることは商業的農業の展開を促進し、農産物流通の範囲を拡大した。問屋資本の機能を通じて、生産される農産物のうちますます多くの部分が流通に入りこむようになり、農産物交換における偶然性は次第にとり除かれ、それがますます規則的な循環をくり返すものとなる。問屋資本の機能を通じて、農産物市場は地域的にも時間的にもいっそう拡大される。

農産物市場の拡大は、資本主義経済の進展にともなう運輸・通信・保管等

2) 鈴木保良『現代の流通機構』中央経済社 昭和41年、180～181ページ参照

の発達に支えられていた。これらの手段が産業資本や国有の企業となっていくにつれて、問屋の従来もっていた流通過程に延長された生産過程において掌握していた諸機能もしだいに分離していかざるをえない。

農産物市場の拡大は従来の地方分散的な市場を中央の市場と結合させ、農産物価格の地域的・時間的な較差を平準化させる。こうした傾向が強化されるにつれて、問屋資本がとる利潤拡大の方法も、従来の安く買って高く売るという方向から、より積極的に農産物の大量取引と迅速な取引により、資本の回転速度を増大するという方向に転換せざるをえなくなる。それにつれて、とくに消費地における問屋資本が仲継卸売商業資本としての性格を強化する根拠が与えられる。問屋資本が仲継卸売商業資本としての機能を強化するためには、仲継機構を必要とする。農産物市場のより拡大した段階で、農産物の仲継機構として典型的なものは、生鮮食料品の流通を行なう卸売市場と米穀・雑穀等貯蔵性のある農産物が取引される商品取引所があげられる³⁾。卸売市場は、生鮮食料農産物の集中した売買の現物取引であるのに対して、商品取引所は貯蔵性のある農産物の標準物についての観念取引である。

わが国のばあい、生鮮食料品の卸売市場については、中央卸売市場が設立される以前にも一定の発展をみせていた。全国の主な消費都市には卸売市場が形成され、とくに大都市のばあいには、消費地問屋と小売商との間に仲買人が介在する傾向も進展していた。また生鮮食料品の大量かつ迅速な取引に対応して、従来の相対取引に代ってせり取引もすすんでいた。このように消費地問屋の仲継卸売商業資本としての傾向も強まりつつあった。しかし、一般的には、まだ消費地問屋と小売商との相対取引が中心で、せり取引は部分的に採用されていたにすぎず、また、消費地問屋も多数存在していた。商品取引所については、その端初が江戸時代にみられるが、明治に入ってから営利を目的とする株式会社組織の取引所が優勢となった⁴⁾。昭和14年の米穀

3) 川村琢『農産物の商品化構造』三笠書房、1960年、105～106ページ参照

4) 株式会社組織の取引所は、営利を目的とする企業であり、必ずしも取引所の職能を完了することを第一義として資本の投下を行わなかった。設備について少々の不完全や欠点には眼を閉じて、ひたすら手数料収入を大にして利潤を多く挙げることをだけを願った。この株式会社組織の取引所に対して、現に売買取引を行う人々の間における信用を基礎とする会員組織の米穀取引所を強化する方向は大正11年の取引所改正を機会としてとられた。(福田、前掲書 114ページ)

配給統制法の実施によって廃止されるまでは取引所は米の売買業者、農業倉庫業者、地主によって積極的に利用された⁵⁾。

すでに消費地問屋も農民の零細な商品を集積している産地の商人資本と結びつくのであるが、こうした仲継組織の形成につれてそこでの取引単位がいっそう拡大する。それにつれて消費地問屋はますます近代的性格を強めずにはおかない。仲継過程にある商業資本は、その運動すなわちG—W—G'において、最初の購買過程G—Wでの農産物の取扱は、すでに産地の商人資本の利潤部分が含まれた商品を取扱うのである。その限りでは、資本主義的商業資本が産業資本の商品資本を取扱うばあいとますます共通し、商業資本一般の平均利潤をめぐる競争にまきこまれていくものと考えられる。

また、こうした仲継組織の形成にともなって、従来問屋資本において支配的であった農産物取引における買取方式が後退し、また、商業信用が農産物取引にも普及し、従来問屋資本の貸付資本的性格はますます弱められる。

商業信用の発展にうらづけられた農産物の買取方式の後退は、商業資本のうち商品買取資本部分を大きく節約し、卸売商業資本をして委託売買資本に転化させる可能性をあたえる。商業信用の発達は、商業資本をして貨幣をもっていなくとも農産物の売買を可能にする。卸売商業資本はいまや委託された農産物を販売し、それによって得た貨幣でもって支払えば良い。この委託売買業者としての卸売商業資本は、多数の委託者の共同代理人として、なお商業資本として自立しうるのは、彼がなお商業資本のうち売買操作資本を自ら投下しているからである。仲継過程にある卸売商業資本はいまや、売買操作資本の投下を基礎に、委託売買によって農産物の売買を集中しているのである。また、卸売商業資本の利潤はこのばあい購買価格と販売価格の差額として受けとるのではなく、販売価格に対する一定の割合、すなわち売買手数料という形で受けとる。農産物の仲継過程における委託売買資本の典型的なものとして卸売市場形態における卸売商業資本にみることができる。

5) 例えば、旧東京米穀商品取引所正米部の業務規定によると、先物売買の委託注文について、売委託をすることができる者は、米の売買業者、地方農業公共団体（その地方産米を売却する場合に限る）産業組合、産業組合連合会、農業倉庫業者、生産者、地主、道府県農会、同販売斡旋所に限られ、また買委託をすることができる者は、米の売買業者、消費組合たる産業組合、売委託をなしうる者以外の個人および団体、地方公共団体で、消費の目的をもって他地方の産米を買入れようとするものに限られていた。（福田、前掲書 103ページ）

卸売商業資本の性格変化のさらに進んだものとして投機資本があげられる。一般に生産の事情が不安定であり、また生産の時期が限られているのに、消費が持続的におこなわれるなど需給の調節が困難で、流通期間もながく、価格の変動もはげしいような商品が先物取引を必要とする⁶⁾。穀類のように比較的貯蔵性のある農産物のばあい、規格、銘柄が確立するにつれて、将来の需要にそなえて、まえから供給を確保することが必要となり、先物取引が生成した。先物取引においては、支払いのみならず、商品の受渡しも将来に延期される。先物取引はもともと実需を基礎とする売買でありながら、多分に投機的要素を含んでいる。農産物の先物取引においては、取引主体が商業資本であるばあいが多く、そのばあいとくに実需的要素よりも投機的要素が支配的となる。農産物の先物取引は穀物取引所においてその典型的な発展をみることができる。

仲継過程にある卸売商業資本にとって、一方では農産物取扱小売商が従来の兼業的小売商から専門的小売商に転化し、他方では、商業的農業の展開にともなう農業生産の地域的分化とそれに対応する産地の収集商人資本の集中が強化されるほど、資本の回転速度を速める条件が与えられる。しかし、卸売商業資本が、仲継過程への農産物流通の集中を通じて、その資本回転を速めるためには、従来の問屋形態とはことなる取引方法や商業的諸設備の改良をとともなうことなしにはできない。また、仲継過程への農産物流通の集中は、資本の競争を通して、卸売商業そのものの集中をとともなわざるをえない。

しかし、戦前のわが国のばあい、農村における半封建的地主制の支配と都市における低賃金構造から規制される農産物消費の遅れた構造は、農産物流通における問屋資本の形態を、第1次大戦を経過する独占資本が急速に強化される時期においても、一般的、支配的なものとしていた。これまでみてきた仲継機構の成立も、わが国の農産物の中でも商品化の進んだ米穀取引と青果物の取引において、一部みられたにすぎない。また仲継過程にある卸売商業資本も基本的には問屋資本としての性格を脱却しうるまでにはいたらなかった。たしかに、大正中期から昭和初期にかけての都市人口の急速な増大は、食料農産物に対する需要の絶対的増大を促進したばかりでなく、その質的変化、すなわち穀類に比べての青果物、鶏卵、肉類、牛乳等の相対的増大をも

6) 森下二次也『現代商業経済論』有斐閣 1960年 225-226ページ参照

農産物市場の展開と卸売商業資本

たらし、それに対応して、農業生産においては、従来の半封建的地主制の基盤である基幹的な米作部門に対して、副業的な畜産、果樹、そさい等の商品生産も一定の前進を示した。しかし、これらの変化も、わが国の食料の消費構造を質的に転換するものではなく、また、半封建的地主制の本質を変えるものではなく、従って、農産物の流通構造も基本的に変化させるものとはなりえなかった。むしろ、第1次大戦後の反動恐慌、大正17年の関東大震災、さらには昭和初期の大恐慌によって手痛い打撃を受け、疲弊した零細な小農民と小売商の状態は、農産物流通における問屋支配を強化する条件ともなった。

さらに、この時期は日本資本主義が、急速に独占資本が強化され、ますます帝国主義的性格を強めていったが、この段階になると、商品経済にいっそう深くまきこまれていった農民が半封建的地主制との矛盾を激化させていった。それだけでなく、独占資本主義との矛盾も強めつつあった。例えば、労働集約的技術の確立にともなう生産費の高騰に比べての農産物価格の低水準、さらには、植民地からの農産物輸入は国内農産物の価格下落をもたらした。このような矛盾が深刻化する中で、とくに、農産物の収集過程における商人資本の前期的な取引に対して、生産者による農産物の組織的な販売体制を推進する動きが強化されるようになった。また、独占資本の形成による商業資本とその利潤を制限する動きも一般的にみられるようになった。とくに、農産物の市場問題が、米騒動にみられるように、資本主義の体制的な危機をも内包するような段階に至って、農産物流通における問屋支配の状態を放置することができなくなり、農産物市場に対する国家の介入が具体的に進展するところとなった。

Ⅲ 市場の制度化と卸売商業資本

1. 米穀統制と卸売商業資本

高度に発達した独占資本主義のもとでは、一般に農産物市場に対する国家の介入はさまざまな形態で強化される。しかし、農産物市場に対する国家の介入は、一挙にすすむものではなく、その国の条件のちがいに、その時期と目的によって、ちがった形態をとる。わが国のように、独占資本の発達がみられた段階で、なお、遅れた農産物の生産と流通の構造をもっていた条

件のもとでは、国家による農産物市場の介入は、まず、農産物の社会的な需給の調節とそれによる農産物市場価格の平準化をねらうことを目的とする措置がとられた。

すでにみたように、農産物流通における問屋支配の形態は、なお農産物価格の地域的なあるいは時間的な較差の大きさを特徴としていたし、米穀取引にみられるように、商人資本による投機取引の増大は、農産物価格の極端な騰落にいつそう拍車をかけていた。第1次大戦以降の日本資本主義の展開は、農産物の市場問題を深刻なものとしたが、とくに1918年の米騒動の勃発は、国家による農産物市場に対する積極的な介入を推進させるところとなった。すなわち、日本人の食料でもっとも重要な主食である米穀の取引に対しては、1921年に米穀法が制定され、また、当時の副食として重要な地位にあった鮮魚と青果物の取引に対しては、1923年に中央卸売市場法が制定された。いずれも、極端な農産物価格の暴騰からくる社会不安を除去するために、農産物の需給調節による市場価格の安定化をねらったものであるが、その背後には独占資本の成立による問屋資本排除の動きと農産物市場の攪乱から来る体制的危機を未然に防止しようというねらいがあった。これまで、農産物の需給調整と市場価格の設定、実現機能が問屋資本の独自の機能であったのに、国家が農産物流通と価格の設定、実現機能に直接あるいは間接に介入を企ててきたのであった。そこで、以下われわれは、農産物市場に対する国家の介入＝農産物市場の制度化の過程における農産物取扱卸売商業資本の性格と機能の変化を米穀統制の強化と中央卸売市場の設立という具体的な問題の中でみていくこととする。

まず米穀統制についてみると、1921年に米穀法が制定される以前に、すでに農産物流通における問屋支配に対して、その米穀流通と価格設定機能を制限するような制度的な措置がとられはじめていた。例えば、公営の農産物検査制度の確立⁷⁾、農業食庫法の制定(1917年)がそれである。公営の農産物検査制度の確立は、それまでの商業資本による主観的な商品評価に制限を加え、客観的な評価の進展をもたらした。それは、これまでの米穀流通における前期的な取引を抑制する条件のひとつとなった。しかし、農産物検査制度

7) 1915年(大正4年)の農商務省農務局の調査では、米についてはすでに35県が県営検査を実施しており、また雑穀類においてさえ、すでに9県が実施していた。(榎勇『農産物流通史論』お茶の水書房 1966年 190ページ)

の発達は、農産物の銘柄取引、標準物取引の可能性を増大させ、米穀取扱資本の先物取引、投機取引の拡大を促進した。また、農業倉庫制度はその営利行為を禁止し、その公益性を強化し、生産者と地主に米穀の自治的販売統制を行わせようとするものであった。げんに、その経営主体は産業組合が圧倒的に多く、実際にそれを積極的に利用したのは中小地主であった。しかし農業倉庫事業も米穀流通における主導権をにぎるまでには至らなかったし、商人の農業倉庫利用率が高かったことに示されるように、米穀商による流通支配を変えることはできなかった⁸⁾。

米穀流通における問屋支配の状態は、ついに1917～9年の第1次大戦を契機とする戦争景気のもとでの米価騰勢期には、卸売商業資本による買占めや投機取引をいっそうあおった。この時期に、政府は暴利取締令の発令、米麦の輸出禁止、米穀取引所の立合中止などの一時的措置をとったが米価の抑制ができずついに米騒動が惹起した。

米騒動を契機として制定された米穀法（1921年）は、米穀の需給数量の調節を通しての市場価格平準化政策であった⁹⁾。1921年の米穀法では、その第1条に「政府は米穀の需給を調節するため、必要ありと認むるときは米穀の買入、売渡し、交換、加工又は貯蔵を為すことを得」とあり、その目的が米の需給調節にあることを明示し、米価の調節についてはまだ明示していなかったが、1925年の改正米穀法では、「米穀の需給の調節」が「米穀の数量または市価の調節」とあらためられ、市場価格の調節ということが明文をもって明らかにされた。米穀の流通ならびに価格の統制は、その後、1930年の正米市場規則、1931年の米穀法改正、1933年の米穀統制法へと強化され、さらに日華事変を契機とする準戦時体制ならびにその後の戦時体制に移行するにつれて、1936年の米穀自治管理法、米共同貯蔵助成法、1939年の米穀配給統制法、1940年の米穀管理規則へと統制が強まり、ついに1942年の食糧管理法による全面的統制へと集大成されることとなった。

この過程で、米穀の卸売商業資本はどのような経過をたどったであろうか。1921年の米穀法の成立の時期では、政府が需給調節を行うための米穀の買入または売渡しの基準となる米価は「時価に準拠して之を定むべし」とあり、したがって米の需給調節と価格設定機能においてなお米穀問屋が支配し

8) 寺田由永『日本農業協同組合論』1964年、地球出版、63～64ページ

9) 碓正夫『米価問題』弘文堂 昭和33年、236ページ

ていたことが理解される。こうした状態は昭和恐慌の勃発までほとんど変わらなかった。昭和恐慌を契機に米穀統制は一段と強化された。まず正米市場規則(1930年)により問屋仲間の横の取引ならびに正米市場での延取引が禁止された。また米穀法改正(1931年)により米穀の輸出入が政府による許可制となったばかりでなく、政府が買入または売渡を為すばあいの米価は政府の告示した最低価格または最高価格によることとした。また、この最高価格または最低価格の設定にあたっては、米穀生産費、家計費、米価指数の物価指数に対する割合の趨勢により算出した価格を基礎とすることになった。このように、政府による需給調節と価格規制が深まったとはいえ、現実の市場価格の設定は卸売商業資本の機能に強く依存していた。また米穀法の効果は米価の季節変動にはほとんど影響なく、ただその年々の変動の幅を縮小したにすぎなかった。そこで、これまでの卸売商業資本の米穀の需給調節と市場価格の設定機能に対する国家の介入をいっそう強化したのが米穀統制法(1933年)である。すなわち、これまでの米穀の輸出入の許可制に加えて米価を公定の最高、最低価格に抑えるための無制限の買入れ、売渡し、さらに米穀の季節の出廻数量を調節することにより、米価の季節変動の振幅も縮小する措置が講じられた。

1936年の日華事変の勃発により高米価となるにつれて、米穀流通に対する国家の介入は一連の法規によって一層強化されたが、とくに1933年の米穀配給統制法、翌年の臨時米穀配給統制規則、米穀管理規則によって米穀流通に關与する商業資本の組織化が強制され、商品取引所が閉鎖された¹⁰⁾。米穀配給統制法の制定により、日本米穀株式会社が設立され、総ての米穀業者の組織化が進められ、米の集荷過程は産業組合もしくは同連合会または商業組合で集荷したものであって、当該道府県内における消費米として用いられるものは、原則として当該道府県内の米穀業組合を通じて分荷させ、他の道府県に移出されるものは、当該道府県の移出米商業組合を経て他の道府県の米穀商業組合に販売するよう総て団体取引の方法を採用することとなった。ついで、1942年の食糧管理法が制定されるに及んで、米の政府専売が行われ、生産者価格と消費者価格の統制価格が設定され、仲継機関としては食糧管団だけが活動することになり、従来の正米問屋は全く否定され従って正米市場は

10) 福田, 前掲書 104~105ページ

農産物市場の展開と卸売商業資本

消滅してしまった。なお、米穀市場に対するこうした統制を完成する過程で、政府の政策の下請機関として産業組合がいかに利用され、強化されたかは多く指摘されている¹¹⁾。

以上、米穀市場と米穀卸売商業資本に対する国家の介入の過程を概観したのであるが、まず国家介入の当初の方法は国家みずからが米穀の需給調節と市場価格の平準化にのりだしたことである。いっばんに、商品の中でも農産物はとくに需給のアンバランスと価格変動が大きいものとされている。すなわち、農産物流通の特質である農産物消費の持続的性格と農産物生産における季節的性格は、農産物需給のアンバランスを促進する条件となり、農産物の価格をとくに不安定なものとする。加えて、農産物消費における個人的、分散的な性格と農産物供給における小農的、分散的な性格は、農産物の需給を結びつきにくいものとしている。卸売商業資本は、一方ではこうした農産物消費の持続性と農産物生産の季節性との間の、他方では個人的消費者に向けての分散過程と零細な農産物供給の収集過程との間の需給を調整するものとして、その存立の根拠が与えられる。農産物需給の調節と市場価格の設定機能は、かくして、仲継過程にある卸売商業資本の中心的な機能となる。卸売商業資本は、農産物の入荷量、販売量、保管量、貯蔵量などの量的な調節により、市場価格を設定する。しかし、米穀のように貯蔵性のある農産物のばあい、農産物流通の特質から促進される農産物需給のアンバランスと価格変動の大きさが、卸売商業資本の投機取引に積極的に利用されることも事実である。

卸売商業資本のこの独自の農産物需給調節と価格設定機能に対して、その社会的な需給調節と価格の平準化をはかるため、産業組合の育成強化を基礎に検査制度と農業倉庫制度の確立をはかり、これらの進展と結びついて、米

11) 例えば、「1933年からはついに米穀統制法を公布し、米穀の買上げは主として産業組合並びに農業倉庫を利用する方法をとり、これらの機関からの買取り申込みに対しては特に申込金を免除し、または優先権を認め、更に中央金庫を通じて産業組合の米穀資金に低利資金を融通する等買上げが産業組合に集中するようにした。」

(榎、前掲書 291ページ)

「産業組合等の共販＝系統共販の整備と推進については、大正6年の農業倉庫法、大正10年の米穀法などを出発点として、その後昭和8年の米穀統制法による産業組合共販事業の推進と農業倉庫助成、昭和11年の米穀自治管理法による産業組合系統組織の統制下請組織化、昭和15年の臨時米穀配給統制規則によるその集荷下請機関化と展開していく」(美園喜博『農産物市場論』東大出版会 221ページ)

穀の輸出入の制限、あるいは、米穀の買上げ、売渡しに国家が直接介入した。これは、米穀流通における卸売商業資本独自の農産物需給と価格設定機能をあくまで前提とするものであった。

ついで、米穀の市場価格の変動、その年次的変動のみならず季節変動をも制限するため、国家による米穀の最高および最低価格の設定機能を強化し、設定した価格による米穀の無制限な買上げ、売り渡しを推進することにより、卸売商業資本の独自の機能は大きく制限された。

こうした、国家による米穀の需給調節機能と価格設定機能の強化にもとづく米穀価格の時間的、地域的な価格差の縮少は、これまでの卸売商業資本の投機取引を制限した。投機取引の制限は、のちの卸売商業資本それじたいの制度的な組織化の条件となった¹²⁾。

米穀配給統制法のもとでの日本米穀株式会社の設立と取引所の廃止は従来の米穀卸売商業資本の需給調節と価格設定機能に対する間接的な制限から、卸売商業資本（米穀の消費地問屋）に対する制度規制により、その独自の機能に直接統制を加えることになった。こうした米穀卸売業者の組織化と集中化という条件のもとで、食糧管理法による全面的統制が可能となり、ここでは卸売商業資本の需給調節と価格設定機能は完全に喪失し、ただ米穀の仲継と価格実現機能しかもちえなくされ、その利潤も手数料に制限された。

2. 中央卸売市場と卸売商業資本

米穀市場に対する国家の介入は、国家自らが米穀の需給調節と価格設定機能に直接的に参加する形態をとったが、生鮮食料農産物に対する国家の介入は、地方公共団体が、農産物の卸売施設を設立し、そこに卸売商業資本を收容し、卸売商業資本の機能を通して、農産物の需給調節と価格安定を計るといふ形態をとった。以下、青果物の取引を中心に検討しよう。

1923年の中央卸売市場法制定の直接の契機となったのは1918年の米騒動だといわれている。すなわち、この時期の生鮮食料品の価格騰貴による社会不

12) 日本だけでなく、いっばんに独占資本主義の確立した段階では、穀物取引所における先物取引の投機取引に対して国家による法的制限が強化される。それは例えばアメリカにおける1922年の「穀物諸州間商業に対する障碍および負担を穀物取引所における先物取引と統制することによって防止し、また除去し、その他の目的を達する法律」および1896年のドイツ取引所法の穀物および穀粉の「取引所定期取引」における禁止条項にみることができる。

農産物市場の展開と卸売商業資本

安を緩和するため、生鮮食料品の価格安定をねらったものであった。しかし経済的条件として、第一次大戦を通じての独占資本主義の強化と都市への人口の急速な集中があげられる。都市への人口の集中は現物取引であるかぎり青果物の仲継過程での取引をますます大量なものとし、そのための施設の巨大化を必要とした。こうした変化に青果物の配給機構として、従来の小規模で分散した問屋形態では対応しきれなくなった。たとえば日本の青果市場でもっとも発達していた東京神田市場でさえ、大正末期の状態をみると青果問屋だけで220軒もあり、それぞれが個々に生産者、出荷組合、産地問屋から荷を引き、また、仲買人、小売商への販売は不明朗な相対売がほとんどで、せり売は部分的に行われていたにすぎなかった。中央卸売市場法制定の背景としてこうした零細な青果問屋の乱立と競争が激しく、営業不振におち入るものも多く、青果問屋からも市場改革の要請があったことはみのがせない。

また青果物消費が労働者を中心とする消費者の食料消費の中で重要なウェイトを占めてきた段階で、その配給体制を政策的に放置しておくことは、青果物価格の暴騰、暴落による社会不安をまねき、ひいては体制的危機につながる可能性もあった。こうした条件のもので中央卸売市場の設立が具体化した。1923年の中央卸売市場法制定後、京都市の昭和2年の開設を最初に、戦前では主な大都市を中心に8都市で開設され、戦後はさらに地方中都市でも設立がすすみ、現在では25都市に設立されている¹³⁾。

卸売商業資本が委託売買資本として、中央卸売市場に収容される形態は一般的には従来の卸売市場で営業していた多数の問屋をそのまま個人収容の形式で中央卸売市場に集中する多数複数制度からはじまって、2個または3個、多くても5、6個の卸売会社または卸売商組合を組織させて団体収容の形式で中央卸売各市場に集結する少数複数制度に移り、さらに一歩進めて、中央卸売市場の取扱品目の部類ごとに一個の卸各会社を作る部類別単数制度となり、やがてその部類別も統一されて一つの中央卸売市場には1個の卸売会社のみが存在する絶対的単数制度に至ることができる¹⁴⁾。わが国のばあい、戦前は部類別単数制度がとられたが、戦後は独占禁止法の関係もあって、少数複

13) 川村、三国「中央卸売市場の発展と地域市場」(養賢堂版『地域開発と農業』昭和41年11月 225～227ページ参照)

14) 福田、前掲書 96～97ページ

数制となり、最近では、また部類別単数制への動きが強まっている。

こうした、中央卸売市場への卸売問屋の収容の過程で、その従来もっていた諸機能も制限されざるをえない。中央卸売市場における卸売商業資本は、市場の施設使用料を負担することにより、その営業権が与えられ、それによって排他的な地位も取得する。しかし、取扱品目の制限、場外取引の禁止、買付品に対する規制、手数料率の制定など、その活動は大きく制限される。

中央卸売市場における卸売商業資本は、委託売買資本としての性格をさらに強めた。それまでその自立性の基礎となっていた売買操作資本は建物等への投資が公共的投資となるため売買労働と売買手段の一部に制限される。卸売商業資本は商品買取資本だけでなく、売買操作資本の一部も節約することにより、委託売買資本として、その利潤を拡大するためには、ますます、青果物の大量かつ迅速な取引を必要とした。

中央卸売市場の設立による卸売商業資本の集中は、中央卸売市場への青果物流通の集中をともなった。それにつれて青果物の需給調節と市場価格の設定機能における卸売商業資本の役割をますます増大させた。中央卸売市場では、現物取引の必要な商品の大量かつ迅速な取引のためにはせり取引が原則となる。卸売商業資本は、その利潤を、せりによって販売した価格に対する一定の割合すなわち手数料という形で受けとる。一定の手数料率のもとで、利潤の増大を追求するとすれば、ますます大量かつ迅速な取引によって、資本の回転を速めようとする。

中央卸売市場での青果物の現物取引においては青果物の価格設定機能と価格実現機能がなお未分化の状態にある。しかし、これまでの問屋と仲買人あるいは小売商との間で、個々の相対取引で個別的に設定実現されていた価格に対して、その日その日の統一的市場価格が公表されるようになった。中央卸売市場における卸売商業資本は、青果物の入荷量、販売量、保管量、貯蔵量などの調節により、青果物需給の調節と市場価格の設定において中心的な機能を果すようになった。

仲継過程におけるこうした価格設定機能に対して、分散過程および収集過程における価格設定機能は従属し、価格実現にともなう危険負担は、仲買人や小売商あるいは産地問屋や生産者など、より弱小な部分に転化される。中央卸売市場における卸売商業資本は、以上のごとく、商業資本のうち商品買取

農産物市場の展開と卸売商業資本

資本はもちろんのこと、売買操作資本のうち建物などの設備費を節約し、さらに危険負担のための準備資金を節約し、相対的にますます少ない商業資本でもって、大量の青果物を流通させ、青果物の社会的需給の調節とその価格設定機能を果すのである。

以上のごとく、中央卸売市場は資本主義が高度に発展した独占資本主義の段階で、大都市における人口の急速な増大にともなう青果物需要の量的増大と質的多様化にかかわらず、広汎な小農生産と零細な小売商の存在のもとで、青果物の社会的需給と市場価格設定を行う国家の制度にうらづけられた卸売商業資本の対応した組織である。卸売商業資本は中央卸売市場における青果物売買の集中を基礎に、青果物の社会的な需給の調節と市場価格の設定という機能を果すものであるが、独占資本主義のもとでは、そうした価格設定機能は、青果物需給の攪乱を防止し、青果物価格を一定の水準に維持することにより、低農産物価格と低賃金の構造を維持するという独占資本主義の体制擁護の機能とならざるをえない。

しかし、戦前のばあい、昭和2年の京都市の市場開設から10年も経過するかないうちに、わが国の経済は戦時統制経済に突入し、昭和15年の「青果物統制規則」はじめとする青果物市場に対する統制が強化され、せり売りの禁止、仲買人制度の廃止、卸売会社の公社化などの一連の措置により、中央卸売市場はその機能を失った。戦後、いちはやく、生鮮食料品はばあい統制が解除され、中央卸売市場はまたあらたな展開を示すのである。

IV 市場政策の展開と卸売商業資本

1. 市場政策の進展と卸売商業資本

戦後の農地改革による半封建的地主制の崩解は、農民をよりいっそう資本主義市場にまきこみ、流通を媒介とする収奪を要易にしたが、農産物の流通過程における問屋支配を後退させる条件ともなった。この過程で、農産物の価格問題は、農産物市場との関連で分拆される必要性がましたことはすでに強調されている¹⁵⁾。とくに戦後の国家による農産物市場の介入は、独占資本のための高利潤の維持という方向ですすめられ、農産物に対する政府による価格設定、すなわち政策価格が重要な意味をもってきた。

15) 美士路達雄『戦後の農産物市場』下 233ページ（協同組合経営研究所編）

戦後の農産物市場の展開をみるばあい、われわれは、終戦から農地改革を経て、独占資本の復活強化と対応し、農村が資本主義的国内市場として確立する昭和30年までの時期とその後の独占資本の高度蓄積の時期を分けて考える必要がある。農産物市場政策に関する法規を示したのが次の表であるがこれによっても昭和30年以前と以後ではその形態が大きく変わっているといえよう。すなわち、終戦から昭和30年までの農業政策の基調は、戦後の国内の食糧不足問題が極めて深刻化した条件のもとで、従属的な食糧輸入政策をとらないながら食料増産政策が中心的にすすめられた時期であった。これに対して、昭和30年以降は、独占資本による高度成長政策が積極的にうちだされ、とくに昭和35年以降の国際的な独占資本間の市場をめぐる競争が深刻化する過程では、これまでの食糧増産政策は後退し、貿易為替の自由化政策のもとでいわゆる基本法農政が展開され、労働力流出政策を基調とする構造

農産物市場政策に関する法規類

大 4	1915	
5	16	
6	17	農業倉庫法
7	18	
8	19	
9	20	
10	21	米穀法
11	22	商品取引所法改正
12	23	中央卸売市場法
13	24	
14	25	米穀法改正
昭元	26	
2	27	
3	28	
4	29	
5	30	正米市場規則
6	31	米穀法改正
7	32	
8	33	米穀統制法
9	34	
10	35	
11	36	米穀自治管理法、産糶処理統制法

農産物市場の展開と卸売商業資本

昭12	1937	
13	38	
14	39	米穀配給統制法
15	40	米穀管理規則，臨時米穀配給統制規則，青果物統制規則
16	41	
17	42	食糧管理法
18	43	
19	44	
20	45	
21	46	食糧緊急措置令
22	47	農業協同組合法，食糧管理法施行令
23	48	
24	49	家畜商法
25	50	農林物資規格法
26	51	農産物検査法，繭糸価格安定法
27	52	飼料需給安定法
28	53	農産物価格安定法
29	54	
30	55	
31	56	家畜取引法，中央卸売市場法改正
32	57	
33	58	
34	59	
35	60	畜産物価格安定法
36	61	農業基本法，大豆なたね交付金暫定措置法，農協合併助成法
37	62	
38	63	生鮮食料品流通改善対策要綱
39	64	甘味資源特別措置法
40	65	砂糖の価格安定に関する法律，加工原料乳生産者補給金暫定措置法
41	66	野菜生産出荷安定法
42	67	
43	68	
44	69	

政策がすすめられた。この過程で農産物の市場政策も、戦前段階での農産物の需給調節と価格安定をねらったものから、構造政策との関連での価格政策が打ちだされるようになった。

農地改革による半封建的地主制の崩解により、これまでの基幹的な米作部門が、農民的小商品生産としてあらたな発展をみせただけでなく、これまで

米作部門に対して副業的な進展しか示さなかった畜産、果樹、そさい等の部門も、重要な地位を確立するようになり、部分的には専門化する傾向すらみられるようになった。

このあらたな商業的農業の展開と農産物市場の拡大は、戦時統制が解除される過程において、農産物取扱資本（商業資本）のあらたな進出をもたらした¹⁶⁾。これら商業資本の機能を通じて、戦後の農産物市場は時間的にも地域的にも拡大し、地方市場の全国的な市場への体系化も進展した。また農産物消費の個人的性格と農産物生産の小農的性格に規制される農産物流通における収集、仲継、分散の各過程とそれに対応する商業資本も確立した。とくに、仲継過程における卸売商業資本の農産物需給の調節と市場価格の設定実現機能における役割はいっそう増大した。

しかし、戦後複括強化された独占資本は、農産物市場での商業資本の独自の運動を制限し、その利潤を制限し、「手数料」商人化の方向を強化するための措置が、直接的、あるいは国家の市場政策を通じて強化してきた。例えば、1950年の農林物資規格法、1951年の農産物検査法は戦前段階で進展をみた農産物の公営検査を戦後さらに集大成したものである。1947年の農業協同組合法の制定による協同組合は、戦後の農業政策を遂行するための補助機関として重要な役割を果たした。戦後の農産物市場政策の展開にとって農産物の収集過程における農協の進出は必要不可欠の条件であった。農産物市場に対する国家の介入も、戦後の対米従属的な経済体制と独占資本の複括強化につれて強化されて来たが、それは、個々の農産物によってちがった形態をとりつつ進展している。

まず、米穀市場のばあいは、戦後段階においても、国家の直接統制下にあり、米価と手数料は国家が設定し、仲継過程にある卸売商業資本（米穀株式会社、農協連合会）は、米穀の配給と価格実現機能しかもたされなくなっている。すなわち、米穀流通において、卸売商業資本は、米穀の需給調節と市場価格の設定という本来の機能ばかりでなく、この機能を実現するための手段も国家に掌握され、食糧管理制度のもとで「手数料」商人として存在している。例えば、こうした国家統制を可能にしている条件として、食糧事務所組

16) 栗原百寿『統制撤廃と流通機構』（中央公論社「日本農業年報」1960年 87ページ）

農産物市場の展開と卸売商業資本

織による検査制度、指定農業倉庫体制による保管装置、日通委託による米穀運搬の独占支配、さらには、需給調整のための貿易制度、需給把握のための統計組織、計算とくに決算機関として食管会計＝日銀＝中金＝農協体制が完備されている¹⁷⁾。

つぎに、青果物市場に対する戦後の国家の介入は、既存の中央卸売市場の整備に加えて、さらに主な地方中都市における市場の設立をすすめ、さらに卸売商業資本に対する制度的な規制が一段と強化されつつある。例えば、昭和28年にすでに卸売人の整備統合についての農林省通達が出され、戦後の復興過程で複数制がとられた卸売人に対して整備統合が計られた。また、昭和31年には中央卸売市場法が改正され、卸売人に対する独占禁止法の適用が除外され、また、戦前にはなかった仲買人に対する制度上の規制も加わった。さらに昭和33年の法改正では開設者が業務規定で卸売業者の取引方法に制限を加えるようにしたり、卸売業者の純資産額を定め、これ下まわった場合、業務停止や許可取消しができるなど、卸売人に対する規制がいっそう強化された。昭和30年以降は地方中都市へ中央卸売市場設立政策はいっそう強化される。昭和38年には、さらに閣議決定という形で「生鮮食料品の流通改善対策要綱」が打出され、中央卸売市場に対する市場行政が一段と強化された。ここでは取引の大量化と迅速化、せり方法の公正化、せりの共同化、仲買人の規模拡大、大口需要者の売参認可、小規模売参人の代表買いなどの施策が含まれているが、とくに、卸売人の手数料引下げと出荷者に対する交付金の規制は、中央卸売市場への青果物流通の集中をいっそう促進させるための手段となった。

最近中央卸売市場の整備拡大と対応して、地方市場に対する規制も強化している。また、最近の卸売商業資本の集中促進は、青果物流通統計、価格情報網などの諸政策と結合して進められている。こうした中央卸売市場への青果物流通の集中と卸売商業資本に対する制度的な規制の強化のもとで、昭和41年には野菜生産出荷安定法が制定され、大消費地に対して、農協共販の進んだ産地を結合させるという構造政策と結びついた価格政策がとられはじめている。

また、肉畜の取引については、戦前の家畜問屋の前期的な取引に対して、

17) 美土路、前掲書、320ページ

昭和24年の家畜商法の制定により、家畜商についての免許、営業保証金の供託等の制度を実施することにより、家畜取引の公正化を計ることがねらわれた。ついで、昭和31年には家畜取引法を制定し、家畜市場についての登録を義務づけ、家畜市場での取引は、せり売りまたは入札の方法によること、取引される頭数と価格の公表、等の規制を行い、さらに地域家畜市場を再編整備する計画が打ち出され、そのための大きな権限を都道府県知事に与えた。しかし食肉市場は農産物流通の中でも、戦後においてなお遅れた形態をとっていた。すなわち、昭和30年頃までは、なお生体流通が大半で、流通の主体は商人資本がにぎり、とくに産地問屋と消費地問屋とがギルド的な結合関係をもち、その取引方法も袖下取引を主体とする相対取引で、極めて閉鎖的なしくみをもっていた。しかし、その後、とくに昭和30年以降の商業的肉畜生産が進展し、戸当り飼育頭数も増大するにつれて、農協共販の増大と産地市場の合理化が展開し、それが消費地での前近代的な相対取引にも影響を与えた。政府は、昭和33年に消費地家畜市場の中央市場化にふみきり、大阪、名古屋市場を皮切りに、主な大消費地に食肉卸売市場が実現するに至った。その後昭和35年以降になると産地での枝肉、カット肉施設の拡大、ならびに大手加工資本の産地市場への進出は、消費地卸売市場での畜肉取引を増大させた。しかし、例えば昭和42年の豚の総流通にしめる10卸売市場の取引量の比率は14.4%にすぎず、この程度の掌握度ではまだ全国での市場価格の形成に規制力をもちえない¹⁸⁾。食肉卸売市場への制度的介入による食肉需給と価格平準化機能はこのように現在なお困難な条件におかれている。しかし、政府は、昭和35年に「畜産物の価格安定に関する法律」を制定し、畜産物の価格設定機能に干渉する形態をとった。これは、指定食肉の安定価格（安定基準価格ならびに安定上位価格）の設定と畜産振興事業団の設立を主な内容としており、畜産振興事業団による買上げ（輸入も含む）、放出を通して、価格の平準化をねらったものである。食肉市場に対する国家の介入は以上のごとく、一方では戦後の食肉市場の展開を基礎に、その中央卸売市場化を計るとともに、他方では政府が食肉の輸出入と需給調節に直接介入できる事業団組織によって、食肉卸売商業資本の食肉価格の設定、実現機能に

18) 宮崎 宏『肉畜市場のメカニズム』（農村漁業金融公庫長期金融 22 28ページ参照）

制限を加え、その「手数料」商人化と独占的加工資本への従属化を強めようとしている。

最後に、大豆、なたね、でん粉等を対象に昭和28年に農産物価格安定法が制定された。この農産物価格安定法の評価については、「そのものとしては一応農民より中小加工資本の『保護』を建前とし、直接独占資本の利益を追求するものではないであろう。しかし、それも最低の恐慌価格線を維持することによって、窮極的には、余剰農産物の輸入、それによる農業補助金、融資金の節約を強化し、その過程で生ずる摩擦や抵抗をできるだけ少くして、その進行をスムーズにさせるための潤滑油にすぎない」¹⁹⁾と指摘されているが、このことは、その後の大豆市場の動きと、昭和36年に制定された「大豆なたね交付金暫定措置法」において明白に示されるところとなった。

以上、国家の主な食料農産物の市場に対する介入の戦後の特徴を概観したのであるが、すでに戦前の段階で主な農産物に対してみられた卸売商業資本の機能を制限する措置が、戦後段階ではさらに法律的に体系化されている。すなわち、農産物流通の仲継過程にある卸売商業資本の農産物需給調節と価格の設定実現機能は、卸売商業資本の制度的な集中を通じて、あるいは、国家みずからがその機能に参加するという形態をとって制限されている。

卸売商業資本に対する制度的な介入を容易にしている条件は、その本来の機能である農産物需給と市場価格の設定実現機能を有利に展開するための手段すなわち、貯蔵、保管、運搬、選別、格付等の農産物流通に延長された生産過程が、卸売商業資本から分離され、それを国家みずからが行うか、独占資本が掌握するか、あるいは国家の市場政策の遂行機関として育成強化された農業協同組合の事業となりつつあることである。

仲継過程にある卸売商業資本の制度的な集中と、それともなう卸売価格の設定が農産物の生産者価格あるいは小売価格を規制することが強化されるほど、農産物価格の地域的、時間的、段階的平準化もそれだけ促進される。こうした農産物の統一的な市場価格の設定が強化されるほど、農産物の市場価格をめぐる農民相互の地域的なあるいは階層的な競争も激化し、こうした競争を通じて農民層の分解も促進される。したがって仲継過程での卸売商業資本の農産物需給と価格設定機能は、農業再生産のための基準価格を規制す

19) 美土路，前掲書，324ページ

るものとして、農民層の地域的なあるいは階層的な分化に大きくかわりあいをもつものとなる。農地改革以降の商業的農業の展開過程は、農業生産をますます資本主義的再生産構造の中に組みこみつつあるが、このような関係が強化されるほど、市場価格がどの水準で決定されるかが農民層の分解にとって重要な意味をもってきた。

また、卸売商業資本の集中と制度化により農産物需給の社会的調節と統一的市場価格の設定が強化されることは、国家が農産物価格そのものを設定するための条件整備となる。独占資本がその体制と独占的高利潤を維持するために、国家の経済政策をますます自己に有利に展開しようとする国家独占資本主義のもとでは、農産物市場に対する国家の介入も全面的に強化されてくが、なかんずく農産物価格政策が重要な役割を果たすようになり、それもなんなる価格の平準化政策ではなく、農産物価格を直接国家が設定するという事態にまで進む。この段階では、農産物を取扱う卸売商業資本の独自の機能はますます制限され、国家の機能に従属していかざるをえない。昭和35年以降の農産物市場政策にみられるように、国家独占資本主義な市場政策の深化は、農業労働力流出政策などの構造政策と密接な関連をもって展開するのである。

2. 市場政策の矛盾と卸売商業資本

国家独占資本主義のもとでとられる農産物市場政策は、それがとられる時期と対象農産物によってちがった形態をとって現われる。しかし、その共通した目的は、まず農産物の流通過程に介在する商業資本、なかんずく仲継過程にある卸売商業資本の農産物の市場価格設定機能に国家が介入し、独占資本の高利潤を確保するために、低農産物価格と低労賃を維持することにある。また農産物流通の特質からくる収集、仲継、分散の各過程に介在する商業資本に対する独占資本の直接的掌握は困難なため、国家の制度を通じて、商業資本の節約、その利潤の制限、「手数料」商人化を推進することである。さらに独占資本主義のもとで深刻化する農産物の市場問題、価格問題から来る社会不安を緩和し、その体制的危機を未然に防止することにある。

わが国の農産物市場政策はまた、国家独占資本主義の対米従属的性格から農産物輸入を積極的に推進するという役割を担っている。それに、さらに、

いわゆる高度経済成長政策のもとでは、農産物市場政策も、労働力流出政策を基調とする構造政策と結びついて展開している。しかし、こうした独占資本の高利潤の確保と体制維持のためにとられる農産物市場政策は、その展開の過程でますますその矛盾を深めるものである。

農産物市場政策のもつ矛盾は第1に、農産物需給の社会的統一と市場価格の平準化を前提に政策価格が設定されることは、一方ではすでに指摘したように地域的なあるいは階層的な農民層の分解を促進する条件となるが、他方では、そうした政策価格が打ち出されたことに対する農民の統一的な抵抗を促進する条件となる。げんに生産費・所得保障による生産者価格の実現という形で費用価格水準の維持を要求する農民の価格運動が展開しつつある。

とくに昭和35年以降の農業政策は、貿易自由化政策による食糧農産物の従属的な大量輸入と構造改善事業の推進によって、農村からの低賃金労働力の流出を積極的に計ることに重点が置かれた。そこでとられた農産物市場政策も基本的には、そうした政策的農民層分解による労働力流出という目標を遂行するための手段としての役割をもたされている。それは、例えば、畜産振興事業団の果している役割、乳価不足払い制度、大豆交付金制度、野菜生産安定制度等に示される価格政策を通しての農業生産の差別(地域的、階層的)分断政策が具体的にものがたっている。これらの政策に示される価格政策に対応しうるのは、ごく少数の地域の、ごく一部の階層であって、大多数の農民はその再生産が困難となり、兼業化、脱農化の方向が余儀なくされ農業の危機的状態はますます深まりつつある。とくに最近では、日本農業の根幹をなす米作農業に対する食糧管理制度の変革まですすめられようとしているが、それをめぐって独占資本と農民との対立をますます大きいものにしていく。

第2に、農産物市場政策が強化され、卸売商業資本の諸機能が制限されつつあるとはいえ、農産物流通のもつ特質、すなわち収集、仲継、分散の過程を払拭できないし、また卸売商業資本のもっていた諸機能が分離し、流通過程に延長された生産過程を独占資本がにぎることによって流通経費はむしろ増大する傾向にある。最近、すすめられつつある農産物流通の合理化政策は、仲継過程にある卸売商業資本のみならず、分散過程にある小売商業の合理化まで拡大され、また、収集過程においても昭和36年の農業協同組合併助成法にみられるように大型農協への合併がすすめられている。こうした農

産物流通の全面的な合理化政策は、流過程に介入する商業資本の節約と商業利潤の制限をはかるものであり、さらにはこれら零細な商業部門からの労働力流出までねらったものといえよう。こうした合理化政策の推進によって農産物の流通費の中で、純粋な流通費や商業利潤の相対的な低下はすすむであろうが、流通費用の総額は必ずしも低下せず、むしろ一般的には増大する。合理化のための近代的な設備の拡充は、流通費用の増加をもたらす。したがって、合理化の進展によっては、農産物の消費者価格の低下には直接結びつくものではなく、低労賃のための低食料農産物という方向はスムーズにすすみえない。とくに、農産物の流通、加工過程に独占資本が進出する傾向が、最近急速に強められつつあるが、それにつれて食料農産物に対しても独占価格が設定されてくると、食料価格の低下にはますますつながらない。

第3に、農産物の市場政策の展開にともない、農産物の流過程に介入する商業資本の中でも、とくに仲継過程にある卸売商業資本はその価格設定機能が制限され、手数料化されているとはいえ、国家の制度にうらづけられた排地的権利が与えられ、仲継過程における農産物の大量取引により、その利潤と資本蓄積をはかりつつある。これに対して、大多数の零細な卸売商業資本は、系列化されるかあるいは排除される傾向にある。しかし仲継過程にある卸売商業資本が国家の制度にうらづけられて、その集中が計られたとしても、零細な消費と零細な生産と結びつく農産物の分散、収集過程には、なお零細な商人が多数介入する。さらにまた国家独占資本主義のもとでの合理化政策によって生みだされる過剰人口の集積は、たえず、農産物の流過程において零細な商人資本を介入させる条件となっているのである。

以上のような諸矛盾の深化と結びついて、独占資本による高度成長政策のもとでのインフレーションの昂進は、農産物の価格問題を極めて深刻なものとしている。すなわち、労働者をはじめ多くの消費者にとっては、その低所得水準に対して食料農産物の消費者価格は高価格であり、農業生産者にとっては、その生産費と生活維持にとって、農産物の生産者価格が低価格であることが常に問題とされている。ここに、米価問題をはじめ食料農産物の価格問題の現体制下での解決方法として、農産物の真の二重価格制度を要求する

労働者、農民を中心とする主体的な運動が展開する条件がある。仲継過程における卸売商業資本に対する国家の介入の問題も、こうした農産物の価格制度との関連でさらに深められる必要がある。

V 結 論

本論での課題は、農産物の流通において、仲継過程にある卸売商業資本の機能を分析し、それが農産物市場に対する国家の介入とどのような関連をもち、また、その介入によって卸売商業資本の性格と機能はどのように変化するかを明らかにすることにあった。この課題を追求するために、われわれは日本における農産物市場の展開と、それに対する国家の介入の過程を具体的な対象としてとり上げた。

資本主義の成立期の、商業的農業の未熟な、農産物市場も地方分散的な段階では、農産物の流通において、問屋資本が支配的でまだ仲継組織を必要としない。農産物市場の地方分散的な性格と照応して、産地問屋と消費地問屋が成立し、問屋資本は貸付資本的性格もかね、農業生産者および小売商との間では前期的な取引を行い、農産物価格の地域的、時間的価格差を利用することにより、その譲渡利潤の拡大を計った。問屋資本は農産物の流通と価格の設定機能に支配力をもったが、それを可能にしていた条件は、問屋みずから農産物の選別、包装、保管、貯蔵、運送などの諸過程を掌握していたことであった。日本のばあい、低賃金構造にもとづく農産物の遅れた消費構造と農村における半封建的地主制のもとでの遅れた商業的農業に規制されて、戦前において資本主義が高度に発達したにもかかわらず農産物流通における問屋支配を遅くまで存続させた。

資本主義の急速な発展と都市人口の集中は、農産物需要を量的にも質的にも拡大せずにはおかない。また、交通、通信、貯蔵機関の発達に条件づけられて、農産物市場は地域的にも時間的にも拡大する。この農産物市場の拡大と照応して、商業的農業の展開と農産物取扱小売商の専門化もすすむ。農産物価格の地域的、時間的な平準化も進展する。資本主義のこうした段階では従来の問屋資本では対応しきれなくなり、農産物流通の大量性と農産物消費の個人的性格ならびに、農産物生産の個別分散的性格に規制されて、農産物の収集、仲継、分散の過程ができあがる。また仲継過程における卸売商業資

本の農産物需給の調節と市場価格の設定機能が重要な意味をもって来る。仲継組織の典型的なものは、貯蔵性のある農産物の取引される商品取引所と生鮮食料農産物の取引される卸売市場である。仲継過程にある卸売商業資本は、商業信用の発達のもとで、委託売買資本として自立する。商業資本のうち、商品買取資本も節約し、売買操作資本の投下を基礎に、委託売買によって農産物の取引を集中している。農産物流通の特質である農産物需要の分散性と農産物供給の分散性、および、農産物需要の恒常性と農産物供給の季節性から来る農産物需給のアンバランスは、仲継過程における卸売商業資本の需給調節と価格設定機能によって統一される。卸売商業資本の利潤は、売買差額として受けとるのではなく、委託した農産物の販売価格に対する一定の割合、すなわち手数料という形で受けとる。商品取引所における穀物取引のばあい、さらに先物取引が活発となり、農産物取引のばあいその実需的な要素より投機的要素が強められる。日本のばあい、急速に産業資本が確立される過程で、都市への人口の集中もすすんだが、この時期に商品化のもっとも発達していた米穀の商品取引所での取引が活発となり、また、雑穀、乾藪なども取引所に上場されるようになった。また、青果市場も卸売市場的性格を強めた。しかし、この時期の遅れた消費構造と半封建的地主制に規制された商業的農業の遅れた発展は、一般的には農産物取引において問屋資本の存立を支配的なものとし、仲継機構の発展は未熟であった。

資本主義の諸矛盾がいつそう深刻となる独占資本主義のもとでは、独占資本の支配体制とその高利潤を確保するために、一般に農産物市場に対する国家の介入が強化される。国家の介入により、農産物流通における商業資本の投機的な取引は制限され、商業資本の利潤を制限し、それを手数料化するような一連の措置もとられる。一般に独占資本主義のもとでも、農産物流通の特質である収集、仲継、分散の過程は払拭できず、また、各過程における農産物の取引は商業資本の機能に依存せざるをえない。独占的商品を取扱う商業資本のように、独占資本による系列化、手数料化もこれには直接的にはすすみえない。しかし、独占資本主義のもとで、農産物取扱資本といえどもその手数料化はよぎなくされる。それは、農産物市場への国家の介入を通じて具体的に進行する。

その介入は、とくに農産物の需給調節と市場価格の設定機能において重要

農産物市場の展開と卸売商業資本

な役割を果たしている仲継過程にある卸売商業資本に向けられる。国家は、穀物の取引に対しては、商品取引所における投機取引を制限する法的措置を強め、あるいは国家みずからが穀物の売買と輸出入に参加し、さらにすすむと国家による農産物市場価格の設定、商品取引所の廃止、卸売商業資本の制度的集中とその公社化まで強化される。大都市の発達につれて、ますます現物での大量取引が必要とされる生鮮食料農産物の仲継過程に対しては、中央卸売市場を公共的な投資によって設立し、卸売商業資本はここに制度的に收容される。ここでは、仲継過程にある卸売商業資本は、取引方法、手数料率などさまざまな制約を受けるが、その商業資本のうち、取引施設に対する投資が公共投資になったことにより、ますます節約された売買操作資本でもって、農産物の大量かつ迅速な取引を実現する。生鮮食料品のばあいには、このように卸売商業資本の機能を通し、中央卸売市場への農産物流通の集中を通して、農産物需給の社会的統一と市場価格の設定がすすめられる。

第1次大戦を経過する時期は、日本資本主義が急速に独占資本主義の体制を強化した時期であり、都市人口の急激な増大もみられた。それにつれて食料の需要も急速に増大した。しかし、日本資本主義の特質である低賃金構造と農村における半封建的地主制の支配は、農産物市場の発達と商業的農業の展開をきわめて緩慢なものとした。こうした構造的矛盾はついに第1次大戦を契機に食料農産物価格の極端な騰貴をもたらした。それに加えて農産物流通を支配していた問屋資本による投機取引は、価格騰貴をさらに促進した。ついに米騒動が勃発した。米騒動を契機に、農産物市場に対する国家の積極的な介入が展開した。日本人の主食である米穀取引に対しては、米穀法、米穀統制法により国家みずからが米穀の需給と価格平準化にのり出し、日華事変以降はさらに統制を強化し、取引所の廃止と統制された卸売商業資本である日本米穀株式会社の設立にまで進展、さらに戦時体制に入り食糧管理法のもとで全面的統制へと進んだ。また、日本人の副食である生鮮食料品に対しては、中央卸売市場法により主な都市に中央卸売市場を設立した。制度化された卸売商業資本は中央卸売市場への青果物流通の集中とそこでの価格設定機能を強めていったが、戦時統制のもとで、その機能は中断された。このように日本では第1次大戦を契機に農産物市場に対する国家の積極的介入がはじまり、昭和恐慌から第2次大戦にかけてその国家独占資本主義的性格を強

めていったが、これが体系的に展開するのは第 2 次大戦後の独占資本が復括強化された段階においてである。

国家独占資本主義のもとでは農産物市場に対する国家の介入がさらに強化され、農産物価格政策が積極的に展開される。農産物価格を国家がみずから設定するような段階では、卸売商業資本の独自の機能はますます制限され、その「手数料」商人化の方向がさらに進展する。国家の介入により農産物需給と価格設定に支配力をもちうるためには、農産物の検査、倉庫、調査などの措置を国家が掌握し、さらに農産物の収集過程において農業協同組合が国家の政策の遂行機関として発展していることが必要である。国家独占資本主義のもとで、国家による制度的な規制を受けた卸売商業資本の農産物の社会的需給と統一的市場価格の設定機能も、農産物需給の攪乱から来る社会不安を防止し、農産物価格を一定水準にたもつことにより、低農産物価格と低賃金構造の基礎を維持し、全体としては独占資本主義の体制擁護の機能とならざるをえない。

第 2 次大戦後は、半封建的地主制の崩解と、商業的農業のあらたに展開のもとで、農産物市場は拡大した。戦後の独占資本の復括強化と対米従属的経済体制は、農産物に対する国家の介入をさらに体系的に発展させた。主食である米穀に対しては、食糧管理法の体制を存続させるとともに、生鮮食料農産物は、畜産物も含めて中央卸売市場のもとに包摂されつつある。とくに、昭和 35 年以降の基本法農政の展開のもとでは、農産物市場政策は労働力流出政策を基調とする農業構造政策に密接に関連しながら展開しますますその国家独占資本主義的性格を深めつつある。農産物の伸継過程にある卸売商業資本に対する制度的規制の強化とその大規模化、集中化が促進され、それに対応して、農業協同組合とその連合会の国家の市場政策遂行機関として役割が強化されつつある。しかし、独占資本の体制維持と高利潤確保の方向でとられる国家独占資本主義的な農産物市場政策はその展開の過程で、ますます労働者と多くの農民との矛盾を深め、その抵抗を必然化させずにはおかないであろう。

(1969. 1. 4)

III DEVELOPMENT OF AGRICULTURAL MARKET AND WHOLESALE COMMERCIAL CAPITAL

By

Hidemi Mikuni

In this paper, the changing function of wholesale commercial capital with state intervention in the age of advanced monopolistic capitalism is analysed. The state intervention has been intensively imposed on the equalization process because the process plays a central role in price formation and adjustment of supply and demand relation of agricultural commodities. Speculative activities and the commercial profit are restricted by the state regulation, as illustrated by the state intervention on rice exchange markets. Market site and facilities as well as organizational framework for traders are provided with also by governments in case of spot markets for vegetable and fruits. The state intervention is furthered on with price setting and market control. As the state intervention is intensified, the original function of the commercial capital is deprived of from the commercial capital and the commercial capital is turned to a broker at fee and charge under the state regulation.